



「2026 JTSU春闘」を全組合員でつくり出そう！

労働三権を正しく理解し、 最大限活用してたたかいを推し進めよう！

春闘とは、労働組合が毎年春に賃上げや労働条件改善を求めて、会社側と交渉を行うことです。この時期に行われる大きな理由として、賃金や要員、予算などの会社の基本方針が、多くの企業で4月から実施されるため、その直前に行うことで、労働条件等の交渉結果が高まる時期と言われています。



労働三権を
正しく知ろう！

私たち労働組合は、労働三権という「日本国憲法第28条で保障された権利」を持っています！

1つは、団結権です。これは、労働組合をつくって、加入する権利があります。例えばですが、労働組合に加入しようとしている社員に対して、懸念的な要素や加入させない雰囲気を会社側はつくってはいけないということです。

2つめは、団体交渉権です。会社側と対等に話し合いを行うことが出来る権利です。賃金や安全問題など、日々職場で発生している課題を「お願いではなく」、正式に会社側と議論・交渉出来る権利があります。

3つめは、団体行動権(争議権)です。団体交渉の議論で解決しない場合は、最後の権利としてストライキなど団体行動をしても良い権利です。そうはいつでも、何でも行動して良いとはなりません。

労働者は、賃金や安全問題、職場で起きている問題等について、「会社の言うことを受け入れていれば良い」ということではなく、「**みんなで声を上げて、働きやすい労働環境を実現するために、行動して良いこと**」を労働三権で明確に示しています！

